

湯河原町長寿健康祝金贈呈条例をここに公布する。

令和7年 3 月 12 日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町条例第 9 号

湯河原町長寿健康祝金贈呈条例

(目的)

第1条 この条例は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表し、併せてその長寿を祝い、長寿健康祝金（以下「祝金」という。）を贈呈することを目的とする。

(対象者)

第2条 祝金の贈呈対象者は、3年以上本町の住民基本台帳に記録され、かつ、本町に現に居住している者で、年齢が100歳に達したものとする。

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、5万円とする。

(贈呈)

第4条 祝金は、贈呈対象者が100歳に達した日から1月以内に贈呈するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(湯河原町長寿健康祝金贈呈条例の廃止)

2 湯河原町長寿健康祝金贈呈条例（平成9年湯河原町条例第16号）は、廃止する。